

【佐久就農支援協議会とは・・・】

佐久地域において関係機関・団体（市町村、農業委員会、農業協同組合、農業経営者協会南佐久支部、農業経営者協会北佐久支部、地方事務所農政課、農業改良普及センター）が一体となって就農促進活動を進めることにより、多様な意欲のある新規就農者の確保・育成を図ることを目的として平成19年に設置されたものです。

協議会の事業として、就農相談会や情報交換会、新規就農者を対象とした農業講座等を開催しています。また、佐久地域プロジェクト・意見発表会や新規就農者激励会等にも協力しています。

佐久就農支援協議会設置要領

第1 目的

この要領は、佐久地域の新規就農者の確保等に資するため、農業後継者や新規就農希望者の就農相談及び就農後の営農相談情報等について、関係機関が情報交換・共有する佐久就農支援協議会（以下「支援協議会」と設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 役割

支援協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 就農相談会の開催
- 2 就農相談や就農支援等に関する情報交換を行う協議会の開催
- 3 就農促進プロジェクト事業の推進
- 4 その他目的を達成するため必要と認める事項

第3 構成

支援協議会は、佐久地域の次に掲げる機関・団体をもって構成する。

市町村、農業委員会、農業協同組合、農業経営者協会南佐久支部、農業経営者協会北佐久支部、地方事務所農政課、農業改良普及センター

第4 運営等

支援協議会の運営は次のとおりとする。

- 1 支援協議会に会長を置き、会長は農業改良普及センター所長が務める。
- 2 第2の1の就農相談会を開催する機関は支援協議会との共催とし、就農相談内容により関係機関に情報提供する。
- 3 第2の2の協議会は、会長が召集する。
- 4 支援協議会の事務局は、佐久農業改良普及センターに置く。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、支援協議会の運営等について必要な事項が発生した場合は別途定めるものとする。

施行日 平成19年（2007年）6月15日

改正日 平成20年（2008年）6月19日